

## 《保存版》

# 台風時・地震発生時等における登下校及び授業について

三重県立水産高等学校（令和4年4月1日版）

### I 気象警報等に関する情報への対応について

#### 1. 始業前に、暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報および大雪特別警報）および津波警報、避難準備情報、避難指示（以下「暴風警報等」という。）が発表されている場合

(1) 翌日、三重県に暴風警報等が発令されそうな場合は、生徒は前日の午後6時過ぎに送信される「まちこみメール」を確認し、自宅待機の場合は、午前8時までに Google classroom の各HRにて、自分の名前を記入し、当日の安否確認報告を行う。

午前11時までに暴風警報等が解除された場合は、安全を確保し登校する。（※注1）

午前11時までに暴風警報等が解除されなかった場合は、午前11時から15分間オンラインHRに参加し、Google classroom にて配信される課題を自宅で行う。

※注1：巡行船やバスなどの運行が休止されている場合や、道路・橋等の決壊や浸水等により登校に危険が予想される場合は登校を見合わせる。

(2) 当日午前6時の段階で、三重県に暴風警報等が発令されている場合も、上記(1)と同様とする。

#### 2. 始業後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報および津波警報、避難準備情報、避難指示が発表された場合

(1) 原則として直ちに授業を中止し、気象状況や公共交通機関の運行状況を確認したうえで、速やかに生徒を帰宅させる。生徒は、帰宅後、Google classroom の各HRで安否確認報告を行う。

(2) ただし、気象状況や、道路・橋梁・浸水の状況、公共交通機関の運行状況を確認したうえで、安全に帰宅することが困難と判断される場合については、生徒を学校に待機させ、保護者と密接に連絡を取ることとする。（状況に応じて学校が指示する）

(3) 伊勢志摩地域と他の地域で差が認められた場合は、その都度校長が判断する。

#### 3. その他の気象警報等

高潮・波浪・大雨・洪水・大雪の注意報もしくは警報および津波注意報が発表された場合でも、道路、橋梁の決壊、浸水等により登下校に危険が予想される地域の生徒ならびに公共交通機関のまひ等により登下校が困難な生徒については、上記に準じる。（生徒は学校（担当等）に状況を報告すること）

#### 4. 安全確保の留意点

(1) 登下校の際、危険個所に十分注意して安全を優先した行動を取ること。特に、地域の道路、橋梁、浸水状況、交通機関の状況を確認して行動すること。

(2) 各自最新の気象・交通に関する情報を公共のメディア等で確認すること。

- (3) 部活動、課外授業等の教育活動もすべて同様に行動すること。  
(特別に許可することはないので、ただちに安全を優先した行動を取ること)
- (4) 輸送機関のまひ等で駅などにおいて移動不能になった生徒は、保護者または学校(担任等)に連絡・報告すること。

## Ⅱ 気象庁が発令する南海トラフ地震臨時情報への対応について

- 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき  
生徒は通常どおり登校し、授業や部活動はそのまま継続することを原則とします。
- 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき  
状況に応じて、下校や休校の措置を講じます。そのような場合には、「一斉送信メール」(まちこみメール)により通知します。
- 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき  
校内に災害対策本部を設置し、1週間程度の臨時休校とします。
- 4 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されたとき  
日頃からの地震への備えを再確認します。

## Ⅲ その他

- 1 上記ⅠおよびⅡの定めにかかわらず、学校長が適切な処置を講ずることがあります。

参考 防災みえ. jp <http://www.bousaimie.jp>

気象庁 <http://jma.go.jp>